

平成二十九年政令第二百三十四号

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対
して課する不当廉売開税に関する政令
内閣は、開税定率法（明治四十三年法律第五
十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づ
き、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に
掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に
掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨
物」という。）には、開税定率法（以下「法」
という。）第八条第一項の規定により、不当廉
売開税を課する。

一 法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリ
（エチレンテレフタレート）（第三条第一項及
び第二項において「高重合度ポリエチレンテ
レフタレート」という。）

二 中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域
を除く。第三条第二項において「特定原産
国」という。）

三 平成二十九年十二月二十八日から令和十年
二月二日までの期間

2 前項第一号に掲げる貨物であつて、同項第二
号に掲げる国を原産地とするもののうち、平成
二十九年九月二日から同年十二月二十七日まで
の期間内に輸入されるもの（以下「暫定不当廉
売開税賦課貨物」という。）には、法第八条第
二項第一号の規定により、不当廉売開税を課す
る。

3 この政令における原産地については、開税法
施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四条
の二第四項に定めるところによる。

（税率）

第二条 特定貨物又は暫定不当廉売開税賦課貨物
に課する不当廉売開税の税率は、五十三・〇パ
ーセント（別表の上欄に掲げる生産者により生
産された特定貨物にあつては、それぞれ同表の
下欄に定める税率）とする。

（提出書類）

第三条 税関長は、高重合度ポリエチレンテレフ
タレート又は保税工場若しくは総合保税地域に
おいて行われた高重合度ポリエチレンテレフタ
レートを原料の一部とする製造による製品であ
る外国貨物を輸入しようとする者に對し、当該
高重合度ポリエチレンテレフタレートの原産地
を証明した書類を提出させることができる。
2 特定原産国を原産地とする高重合度ポリエチ
レンテレフタレート又は保税工場若しくは総合

保税地域において行われた特定原産国を原産地
とする高重合度ポリエチレンテレフタレートを
原料の一部とする製造による製品である外国貨
物を輸入しようとする者は、当該高重合度ポリ
エチレンテレフタレートの生産者の作成した当
該高重合度ポリエチレンテレフタレートの生産
を証する書類その他税率の適用のために必要な
書類を税関長に提出しなければならない。

3

開税法施行令第六十一条第二項及び第三項の
規定は第一項の書類について、開税暫定措置法
施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十
八条の規定は前二項の書類について、それぞれ
準用する。この場合において、開税法施行令第
六十一条第二項中「同号の便益を受けようとし
る」とあるのは「その証明に係る」と、開税暫
定措置法施行令第二十八条中「前条第一項」と
あるのは「高重合度ポリエチレンテレフタレ
ートに對して課する不当廉売開税に関する政令
（平成二十九年政令第二百三十四号）第三条第
一項又は第二項」と、「蔵入れ申請等がされる
物品については、当該蔵入れ申請等。以下この
章において同じ」とあるのは「当該証明に係る
物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下
この条において「蔵入れ申請等の場合」とい
う。）にあつては当該蔵入れ申請等」とし、当該
証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場
合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあつては
当該特例申告とする」と読み替へるものとする。

（開税法の適用）

第四条 特定貨物又は暫定不当廉売開税賦課貨物
に課する不当廉売開税及び法の別表の税率（条
約中に開税について特別の規定があり当該特別
の規定の適用がある場合にあつては、当該特別
の規定による税率とする。）による開税につい
ては、それぞれ別個の開税として開税法（昭和
二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用
する。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物又は暫定不当廉売開税賦課貨物
に係る第一条の規定により課される不当廉売開
税の法第八条第三十二項の規定による還付の請
求は、毎年十二月一日から翌年十一月三十日ま
での期間（以下この条において「計算期間」と
いう。）ごとに、当該計算期間内に輸入された
特定貨物又は暫定不当廉売開税賦課貨物に係る
同項に規定する要還付額に相当する額につい
て、しなければならない。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。
附 則（平成二十九年二月二七政令第
三二三号）

この政令は、平成二十九年十二月二十八日か
ら施行する。

附 則（令和五年二月三日政令第二八号）
この政令は、公布の日の翌日から施行する。

別表（第二条関係）

生産者	税率
グラントン・アイヴィエル・ペット・ボ リマー・カンパニー・リミテッド（GU ANGDONG I V L P E T P O 八 LYMER CO.; LTD.）	十
ジャンイン・シントイ・ニュー・マテリ アル・カンパニー・リミテッド（J I A NG Y I N X I N G T A I N E W M A T E R I A L C O.; LTD.）	十
ジャンイン・シンユル・ニュー・マテリ アル・カンパニー・リミテッド（J I A N G Y I N X I N G Y U N E W M 八 A T E R I A L C O.; LTD.）	十
ジャンスー・シンイエ・プラスチック・三 カンパニー・リミテッド（J I A N G S U X I N G Y E P L A S T I C C 八 O.; LTD.）	十
チェジャン・ワンカイ・ニュー・マテリ アルズ・カンパニー・リミテッド（Z H E J I A N G W A N K A I N E W 〇 M A T E R I A L S C O.; LTD.）	十
チャイナ・リソーシイズ・パッケージ ッド（C H I N A R E S O U R C E S 四 P A C K A G I N G M A T E R I A L S C O.; LTD.）	十
ドラゴン・スペシャル・レジ（シアメ ン）カンパニー・リミテッド（D R A G O N S P E C I A L R E S I N (X 八 I A M E N) C O.; LTD.）	十